

令和5年度朝日町創業支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、町内の商業等の振興と活性化を図るため、新たに事業経営を開始するとき及び事業の多角化をするとき又は空き店舗を活用して新たに事業を行うとき（以下「経営開始」という。）に資金面で支援することを目的に、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新規開業・多角化型 新たに事業経営を開始又は事業の多角化（日本標準産業分類中分類における事業分類とする。）を行う事業
- (2) 空き店舗活用型 町内において、商業等の事業活動を継続することを断念し、店舗、事務所等の営業用の建物の全部又は一部が事業活動の場として使われない（使われなくなることが確実なものを含む。）もの（以下「空き店舗」という。）を活用し新規開業等を行う事業

(補助事業の対象者)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、前条各号のいずれかの事業を町内で行う者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、別表1に定める者は補助の対象外とする。

- (1) 一時的ではなく、継続して事業経営できる者
- (2) 年齢が満20歳以上の者
- (3) 許認可等を必要とする業種の経営開始にあつては、当該許認可等を受けている者
- (4) 朝日町商工会会員、又は朝日町商工会へ加入申込書を提出し受理された者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業でない者
- (6) 政治活動及び宗教活動を行う団体でない者
- (7) 暴力団又は暴力団員、及び暴力団員が役員である者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、経営開始に要する経費のうち、別表2に該当するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の事業について、国や県、町等が助成する他の補助金等と重複する事業は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の60%以内の額とし、交付限度額は200万円とする。ただし補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 この補助金は、同一補助事業者に対して1回に限り交付する。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書(様式第1号付表)
- (2) 補助対象経費の内容がわかる書類(見積書、設計図及びカタログ等)
- (3) 家賃補助を適用する事業にあつては、賃貸借を証する書類
- (4) 朝日町商工会加入申込書の写し(既に会員である者を除く。)
- (5) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人事業の場合に限る。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金額の増又は次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業種別の変更
 - (2) 補助事業の実施主体の変更
 - (3) 補助事業に要する経費の20%を超える増減
 - (4) 補助事業の施工箇所又は設置場所の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して20日を経過する日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績及び収支決算書(様式第3号付表)
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類(領収証、請求書等)

- (3) 実施状況写真
- (4) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
- (5) 多角化の内容を示す履歴事項全部証明書の写し（法人が多角化型の事業を行った場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（帳簿の備付け）

第 9 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年から起算して 5 年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第 10 条 規則第 22 条の適用を受けるものは、この要綱による補助金の交付を受け取得した取得価格 30 万円未満の機械及び器具を除いた財産とする。
- 2 規則第 22 条ただし書きの町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とする。
 - 3 規則第 22 条の町長の承認を受けようとするときは、令和 5 年度朝日町創業支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。
 - 4 町長は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができるものとする。

（補助金の返還）

- 第 11 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に支給した補助金の全額又は一部を返還させることができる。
- (1) 虚偽の申請又は不正の行為があったとき。
 - (2) 開業後 1 年を経過しないうちに事業を廃止したとき。
 - (3) その他町長が返還相当と認める事由があったとき。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業名	対象外要件
新規開業・多角化型	(1) 町内に住所を有しない者 (2) 町内に住所を有する者の場合は、町税を滞納している者
空き店舗活用型	(1) 町内での移動等により開業する者 (2) フランチャイズ（親業者が加盟店に対し商号や商標の使用とともに与える一定地域内での独占的販売権）により開業する者 (3) 空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしている者 (4) 空き店舗の所有者の三親等以内の者 (5) 町内に住所を有する者の場合は、町税を滞納している者

別表2（第4条関係）

事業名	補助対象経費	
新規開業・多角化型	ハード整備費用	新たに開始する部門に係る施設整備費及び機械器具購入費等（例：工事費、備品購入費等）
	ソフト整備費用	事業に必要な新たなソフト開発及び購入等（例：デザイン等に係る委託費、広告宣伝費、印刷製本費、ソフトウェアの購入等）
空き店舗活用型	ハード整備費用	空き店舗の改装に係る施設改装費及び機械器具購入費等（例：内装工事、外装工事、給排水・ガス設備工事、サイン工事、電気工事、美装工事、備品購入費等）
	ソフト整備費用	事業に必要な新たなソフト開発及び購入等（例：デザイン等に係る委託費、広告宣伝費、印刷製本費、ソフトウェアの購入等）
	家賃	開業した日の翌月から1年間の店舗等の賃借料（敷金、礼金等の附帯経費は除く。）

朝日町長 殿

申請者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
申請責任者	氏 名	連絡先
担当者	氏 名	連絡先

令和5年度朝日町創業支援事業費補助金交付申請書

令和5年度において、朝日町創業支援事業費補助金について、 円を
交付されるよう、朝日町補助金等の適正化に関する規則第5条及び令和45年度朝
日町創業支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添付して申請
する。

なお、交付要件を確認するため、町税の完納要件について担当職員が確認するこ
とを承諾します。

記

1 事業種別（□印にレ点をつけてください）

新規開業・多角化型

空き店舗活用型

2 添付書類 事業計画及び収支予算書（様式第1号付表）

様式第1号付表（第6条関係）

事業計画及び収支予算書

1 事業計画

施工箇所又は 設 置 場 所	朝日町大字
事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日
開 業 日	年 月 日 <u>※多角化の場合は営業開始予定日を記入</u>
事 業 内 容	

2 収支予算

収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
計		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

朝日町長 殿

申請者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
申請責任者	氏 名	連絡先
担当者	氏 名	連絡先

令和5年度朝日町創業支援事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け朝総産発第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画変更したいので、朝日町補助金等の適正化に関する規則第7条及び令和5年度朝日町創業支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請する。

記

1 変更の理由及び内容

2 添付書類 事業計画及び収支予算書（様式第1号付表）

（注）添付書類は、変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

朝日町長 殿

申請者 住 所
名 称
代 表 者
申請責任者 氏 名 連絡先
担当者 氏 名 連絡先

令和5年度朝日町創業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け朝総産発第 号をもって交付決定通知のあった令和5年度朝日町創業支援事業費補助金について、朝日町補助金等の適正化に関する規則第14条及び令和5年度朝日町創業支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

記

1 事業種別（□印にレ点をつけてください）

新規開業・多角化型

空き店舗活用型

2 添付書類 事業実績及び収支決算書（様式第3号付表）

【振込口座】（※申請者名義のものに限る。）

銀行等名		支店名	
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

事業実績及び収支決算書

1 事業実績

施工箇所又は 設置場所	朝日町大字
事業期間	年 月 日 から 年 月 日
開業日	年 月 日 <u>※多角化の場合は営業開始日を記入</u>
事業内容	

2 収支決算

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
計		

年 月 日

朝日町長 殿

申請者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
申請責任者	氏 名	連絡先
担当者	氏 名	連絡先

令和5年度朝日町創業支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け朝総産発第 号で補助金の交付の決定の通知があった令和5年度朝日町創業支援事業費補助金に係る補助事業について、下記の財産を処分したいので、令和5年度朝日町創業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 取得財産名
- 2 取得年月日 令和 年 月 日
- 3 取得価格 円
- 4 処分の内容 (目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等)
- 5 処分の理由
- 6 処分により得る収入の見込額 円